

改 正	現 行
<p>平成 25 年 11 月 27 日制定 (国空航第 687 号) <u>平成 30 年 6 月 12 日一部改正 (国空航第 182 号)</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部運航安全課長</p> <p style="text-align: center;">調律異常の取扱いについて</p> <p>1. ホルター心電図を行う条件 安静時心電図で不整脈を認めた場合には、その不整脈の存在及び不整脈の原疾患が不適合状態となる可能性が考えられる。通常安静時心電図で、心室起源であれ上室起源であれ 2 発以上の期外収縮があった場合にはホルター心電図を行うこと。</p> <p>2. ホルター心電図の判断基準 (1) 上室不整脈 1) 上室期外収縮 <u>(10,000 発/日以上)</u> 2) (略) 3)・4) (略) (2) 心室不整脈 1) 心室期外収縮 ①単発で単源性又は 2 源性の場合、1,000 発/日未満 ②単発で単源性又は 2 源性の場合、1,000 発/日以上 10,000 発/日未満かつ心臓超音波検査及び運動負荷心電図検査で航空身体検査マニュアルに抵触するような異常が認められないとき ③ (略)</p>	<p>平成 25 年 11 月 27 日制定 (国空航第 687 号)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部運航安全課長</p> <p style="text-align: center;">調律異常の取扱いについて</p> <p>1. ホルター心電図を行う条件 安静時心電図で不整脈を認めた場合には、その不整脈の存在及び不整脈の原疾患が不適合状態となる可能性が考えられる<u>ので、適合と判定するためにはそのどちらでもないということを明らかにしなければならない。</u>通常安静時心電図で、心室起源であれ上室起源であれ 2 発以上の期外収縮があった場合にはホルター心電図を行うこと。</p> <p>2. ホルター心電図の判断基準 (1) 上室不整脈 1) 上室期外収縮 <u>(5000 発/日以上)</u> 2) (略) 3)・4) 略 (2) 心室不整脈 1) 心室期外収縮 ①単発で単源性もしくは 2 源性の場合、1,000 発/日未満 ②単発で単源性もしくは 2 源性の場合、1,000 発/日以上 10,000 発/日未満かつ心臓超音波検査及び運動負荷心電図検査で航空身体検査マニュアルに抵触するような異常が認められないとき ③ (略)</p>

改 正	現 行																
<p>④2 連発でも <u>10 個/日以上 20 個/日未満の場合</u>、心臓超音波検査及び運動負荷心電図検査で航空身体検査マニュアルに抵触するような異常が認められないとき</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2) 心室頻拍 (<u>5 連発以上かつ心拍数 120/分以上</u>) は不適合とする。</p> <p>3) (略)</p> <p>3. 大臣判定の申請</p> <p>1) ~ 6) (略)</p> <p><u>7) 抗不整脈薬使用時は血中薬物濃度</u>の提出が必要である。</p> <p>注意点として、</p> <p>1) ・ 2) (略)</p> <p>3) 経過観察中に調律異常が軽快し適合状態と考えられても、<u>適合とせず</u>に経過観察期間満了後に大臣判定を申請すること</p> <p>～調律異常における大臣判定申請までの経過観察期間一覧～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大臣判定申請までの経過観察期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>心房細動及び心房粗動の既往</u></td> <td><u>心房細動及び心房粗動の出現</u>のないことを 6 ヶ月確認</td> </tr> <tr> <td><u>心房細動及び心房粗動に対する内服治療中</u></td> <td><u>心房細動及び心房粗動の出現</u>のないことを 6 ヶ月確認</td> </tr> <tr> <td><u>心房細動及び心房粗動に対するカテーテルアブレーション後</u></td> <td><u>心房細動及び心房粗動の出現</u>のないことを 6 ヶ月確認</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大臣判定申請までの経過観察期間	<u>心房細動及び心房粗動の既往</u>	<u>心房細動及び心房粗動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認	<u>心房細動及び心房粗動に対する内服治療中</u>	<u>心房細動及び心房粗動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認	<u>心房細動及び心房粗動に対するカテーテルアブレーション後</u>	<u>心房細動及び心房粗動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認	<p>④2 連発でも <u>10 個以上 20 個未満/日の場合</u>、心臓超音波検査及び運動負荷心電図検査で航空身体検査マニュアルに抵触するような異常が認められないとき</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2) 心室頻拍 (<u>3 連発かつ心拍数 150/分以上、または 4 連発以上かつ心拍数 120/分以上</u>) は不適合とする。</p> <p>3) (略)</p> <p>3. 大臣判定の申請</p> <p>1) ~ 6) (略)</p> <p>注意点として、</p> <p>1) ・ 2) (略)</p> <p>3) 経過観察中に調律異常が軽快し適合状態と考えられても、<u>適合とせず</u>に大臣判定を申請すること</p> <p>～調律異常における大臣判定申請までの経過観察期間一覧～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大臣判定申請までの経過観察期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>心房細動既往</u></td> <td><u>心房細動の出現</u>のないことを 6 ヶ月確認</td> </tr> <tr> <td><u>心房細動に対する内服治療中</u></td> <td><u>心房細動の出現</u>のないことを 6 ヶ月確認</td> </tr> <tr> <td>心房細動に対するカテーテルアブレーション後</td> <td>心房細動の出現のないことを 6 ヶ月確認</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大臣判定申請までの経過観察期間	<u>心房細動既往</u>	<u>心房細動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認	<u>心房細動に対する内服治療中</u>	<u>心房細動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認	心房細動に対するカテーテルアブレーション後	心房細動の出現のないことを 6 ヶ月確認
項目	大臣判定申請までの経過観察期間																
<u>心房細動及び心房粗動の既往</u>	<u>心房細動及び心房粗動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認																
<u>心房細動及び心房粗動に対する内服治療中</u>	<u>心房細動及び心房粗動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認																
<u>心房細動及び心房粗動に対するカテーテルアブレーション後</u>	<u>心房細動及び心房粗動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認																
項目	大臣判定申請までの経過観察期間																
<u>心房細動既往</u>	<u>心房細動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認																
<u>心房細動に対する内服治療中</u>	<u>心房細動の出現</u> のないことを 6 ヶ月確認																
心房細動に対するカテーテルアブレーション後	心房細動の出現のないことを 6 ヶ月確認																

調律異常の取扱いについて 新旧対照表

改 正		現 行	
洞不全症候群	6ヶ月（疑い例については3ヶ月）	洞不全症候群	6ヶ月（疑い例については3ヶ月）
W P W 症候群に対するカテーテルアブレーション後	6ヶ月	W P W 症候群に対するカテーテルアブレーション後	6ヶ月
W P W 症候群による頻拍発作既往	頻拍発作の出現のないことを6ヶ月確認	W P W 症候群による頻拍発作既往	頻拍発作の出現のないことを6ヶ月確認
<u>上室頻拍、上室期外収縮及び心室期外収縮に対する内服治療中</u>	3ヶ月	心室期外収縮に対する内服治療中	3ヶ月
<u>上室頻拍、上室期外収縮及び心室期外収縮に対するカテーテルアブレーション後</u>	6ヶ月	心室期外収縮に対するカテーテルアブレーション後	6ヶ月
<u>上室期外収縮及び心室期外収縮の既往（$\geq 10,000$/日）</u> （ただし、基礎疾患のないもの）	<u>上室期外収縮及び心室期外収縮が</u> 10,000/日未満であることを 3ヶ月確認	心室期外収縮（V P C）既往（ $\geq 10,000$ /日） （ただし、基礎疾患のないもの）	V P C が10,000/日未満であることを3ヶ月確認
<u>上室頻拍及び心室頻拍の既往</u>	<u>上室頻拍及び心室頻拍の出現の</u> ないことを3ヶ月確認	心室頻拍（V T）既往	V T の出現のないことを3ヶ月確認
4. 注意事項（略）		4. 注意事項（略）	
附則（略）		附則（略）	
<u>附則（平成30年6月12日）</u> <u>本基準は、平成30年7月17日から適用する。</u>			